

## 各種手数料改定日前後のお取扱いに関するお知らせ

日頃より、秋田県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、平成 30 年 10 月 1 日（月）より、各種手数料を改定させていただくことといたしました。改定日前後のお取引の手数料につきましては次のとおりとさせていただきますので、お知らせいたします。

今後ともお客様にご満足いただけるサービスの提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 1 振込にかかる手数料

振込指定日が、平成 30 年 10 月 1 日以降のお振込の場合、受付日ではなくお手続きの指定日（処理日）をもって判断させていただきますので、改定後の振込手数料をご負担いただくこととなります。

### 2 残高証明書発行手数料

包括発行のお申込みをいただいているお客様で、平成 30 年 9 月 30 日を基準とする残高証明書を発行させていただく場合、証明書の発行日で判断させていただきますので、改定後の発行手数料をご負担いただくこととなります。

### 3 融資関係手数料

#### (1) 不動産担保取扱手数料

平成 30 年 9 月 30 日までにお申込みいただいた場合でも、平成 30 年 10 月 1 日以降に本手数料に該当するお手続きが発生した場合には、改定後の手数料をご負担いただくこととなります。

#### (2) 繰上返済手数料（事業性融資・住宅ローン）

平成 30 年 9 月 30 日までにお申出いただいた場合でも、ご返済日が平成 30 年 10 月 1 日以降となる場合には、改定後の手数料をご負担いただくこととなります。

#### (3) 条件変更手数料

平成 30 年 9 月 30 日までにお申出いただいた場合でも、条件変更実施日が平成 30 年 10 月 1 日以降となる場合には、改定後の手数料をご負担いただくこととなります。

(以 上)